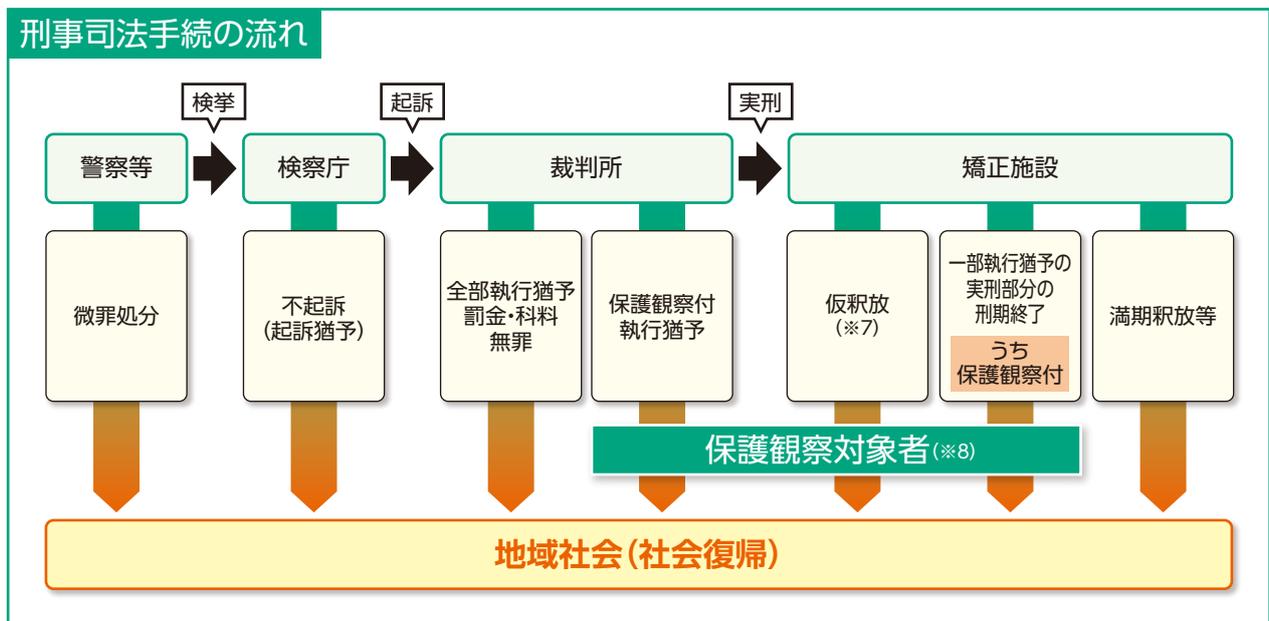


1 犯罪をした人等の処遇について

再犯防止推進法では、犯罪をした人等とは、犯罪をした人又は非行少年^{※5}若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設^{※6}の退所（院）者に限定されません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした人等の多くは、矯正施設に入所（院）することなく地域社会に戻るようになりますが、中には社会復帰に向けた支援が必要な人がおり、再犯を防止するためには、そうした人たちへの支援も不可欠です。



※5 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称。なお、令和4年（2022年）4月1日から民法上の成人年齢は18歳以上に引き下げられたが、18歳及び19歳の人には引き続き少年法が適用されるため、刑事司法上は「特定少年」として少年に準じた取扱いがなされることとなった。

※6 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付けで廃止予定。

※7 仮釈放

再犯を防止し、改善や更生、円滑な社会復帰を促進するために、懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

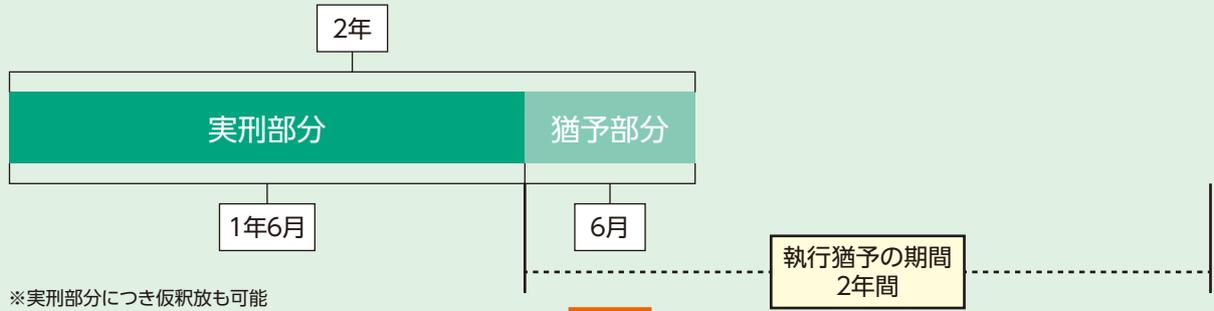
※8 保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

刑の一部執行猶予制度

裁判所が3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができる制度です。

例) 懲役2年、うち6月につき2年間執行猶予



対象

○初入者(実刑前科のない者、執行猶予中の者など)

⇒裁判所の裁量により、執行猶予の期間中、保護観察に付することができる。

○薬物使用等の罪(※)を犯した者(累犯者)

※規制薬物(覚せい剤、大麻、麻薬等)・毒劇物(トルエン等)の自己使用・単純所持の罪

⇒執行猶予の期間中、必ず保護観察に付される。

【令和5年版再犯防止推進白書】

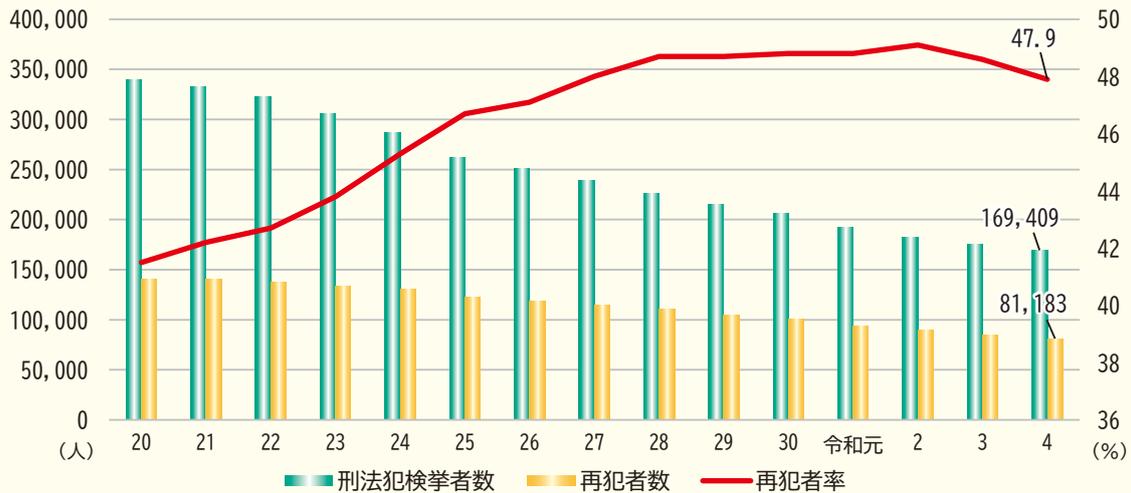
2 再犯者数・再犯者率の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率^{※9}の推移（全国と札幌市（注））

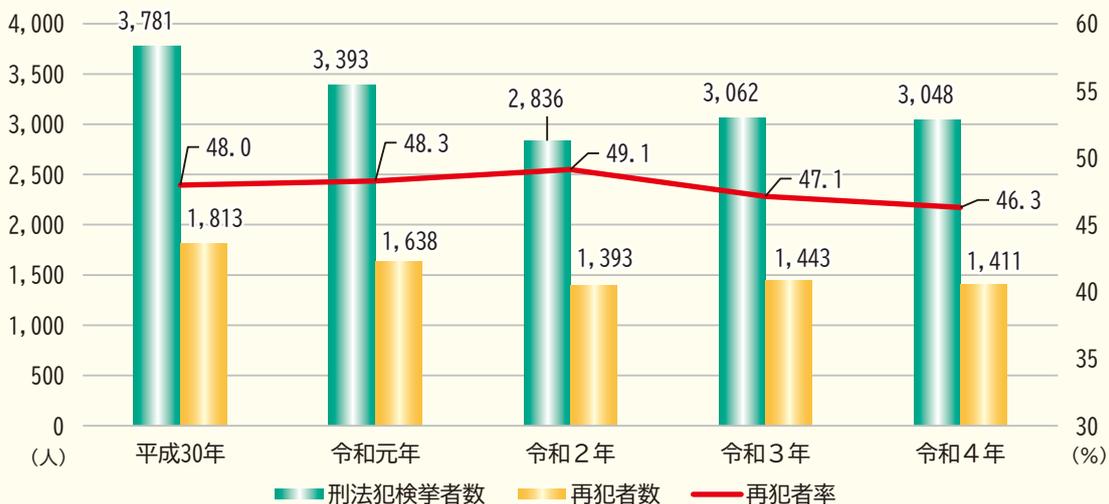
令和4年（2022年）の札幌市における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は46.3%で、全国と同水準となっています。

（注）札幌市のデータは、札幌市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、石狩市、当別町、北広島市を含む。

全国



札幌市



【令和5年版再犯防止推進白書及び法務省提供データ】

再犯者数・再犯者率の状況に見る札幌市の課題

札幌市においても、全国と同様に再犯者率が高く、約半数を占めており、犯罪を減らすためには再犯防止の取組を推進していく必要があります。

※9 再犯者率
刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

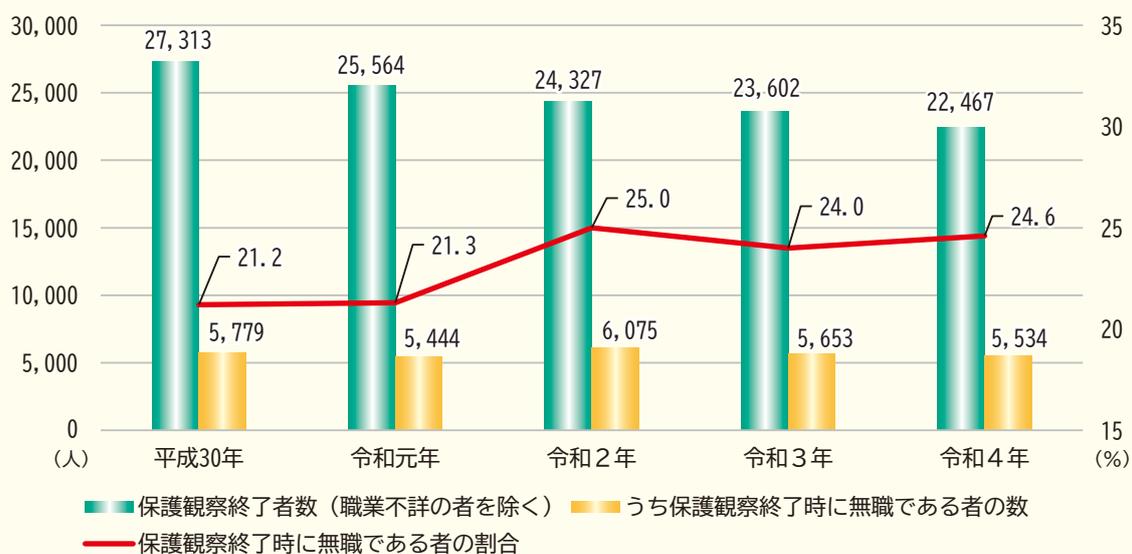
3 更生保護に関する状況

(1) 保護観察終了時に無職の人の数及びその割合（全国と札幌保護観察所管内（注））

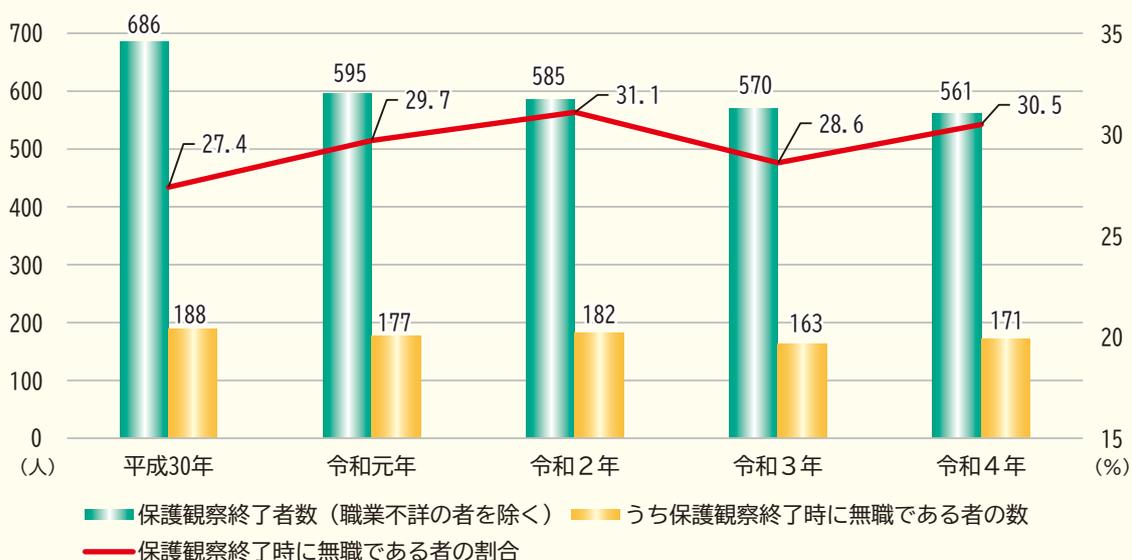
札幌保護観察所管内における保護観察終了時に無職であった人の数は、令和4年（2022年）は前年と比べて8人多い171人でした。その割合も前年と比べて1.9ポイント増の30.5%に上昇し、全国の割合（24.6%）と比べて高くなっています。

（注）札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別市、岩見沢市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、小樽市などを含む（20市35町6村）。

全国



札幌保護観察所管内

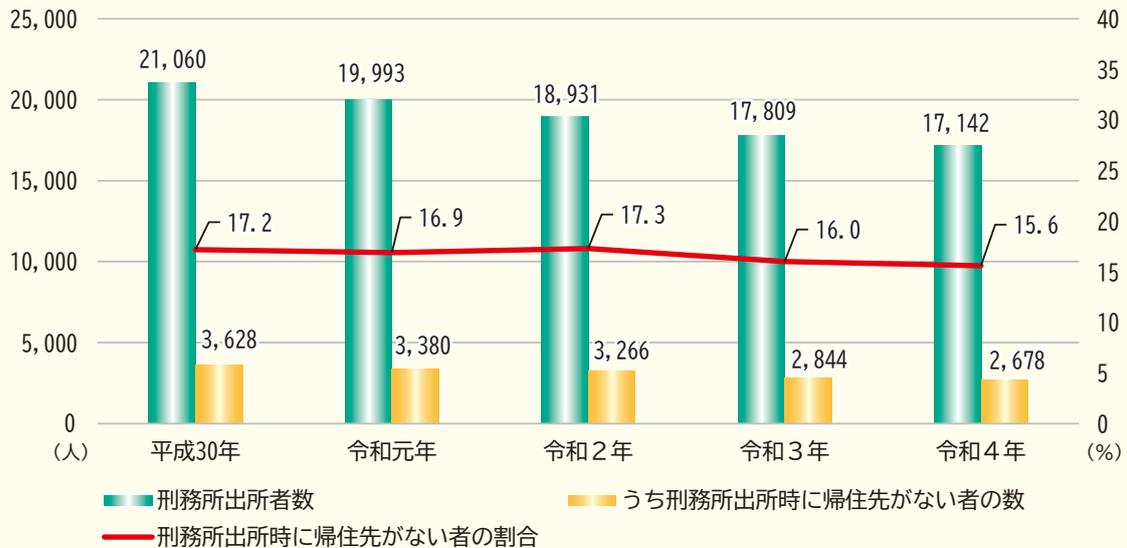


【法務省提供データ】

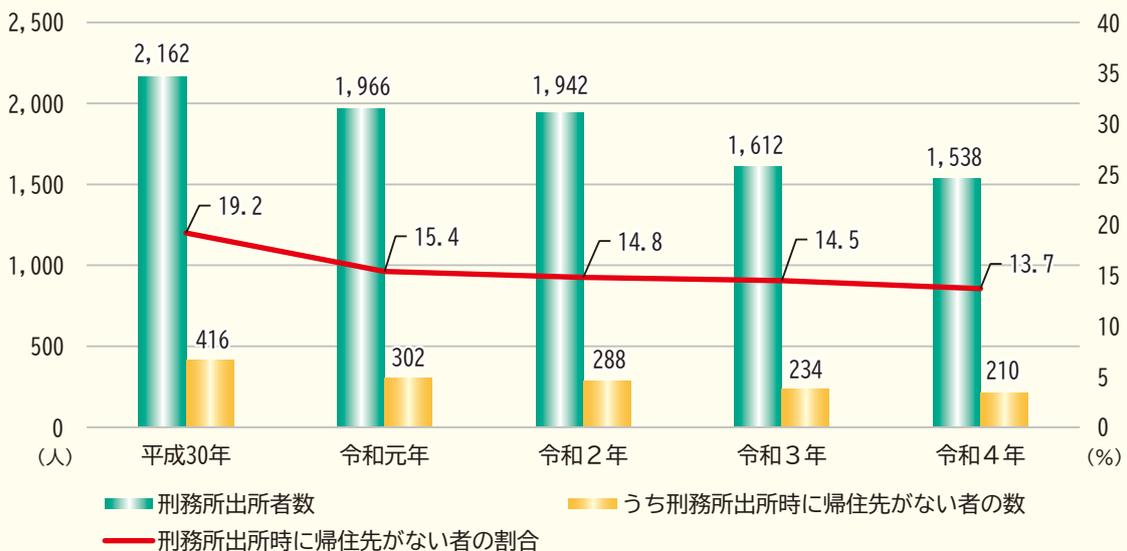
(2) 刑務所出所時に帰住先のない人の数及びその割合(全国と北海道)

北海道内における刑務所出所時に帰住先のない人の数は、令和4年(2022年)は前年と比べて24人少ない210人でした。その割合も前年と比べて0.8ポイント減の13.7%に低下し、全国の割合(15.6%)と比べて低い値でした。

全国



北海道

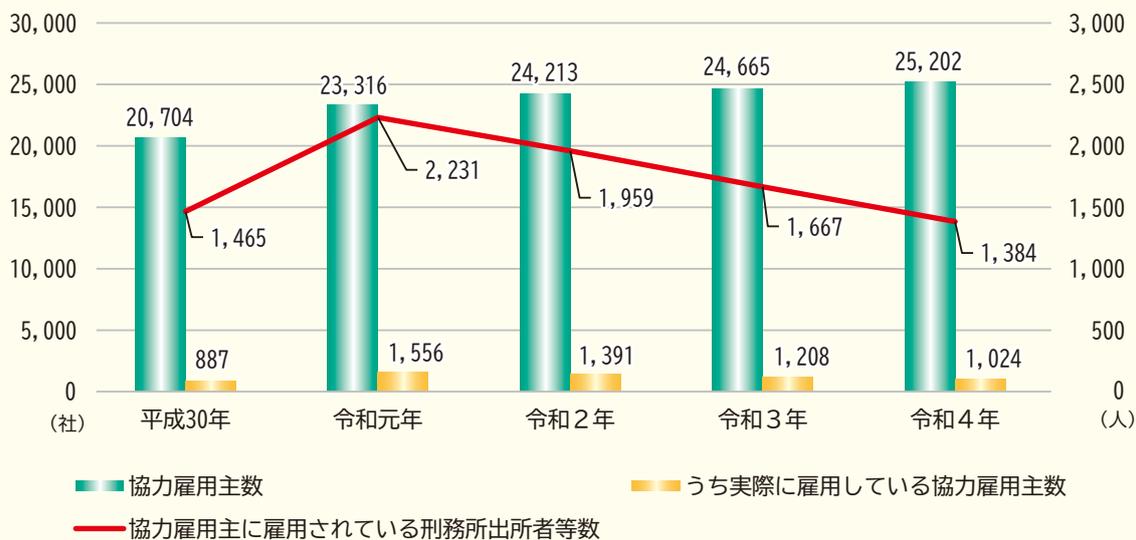


【法務省提供データ】

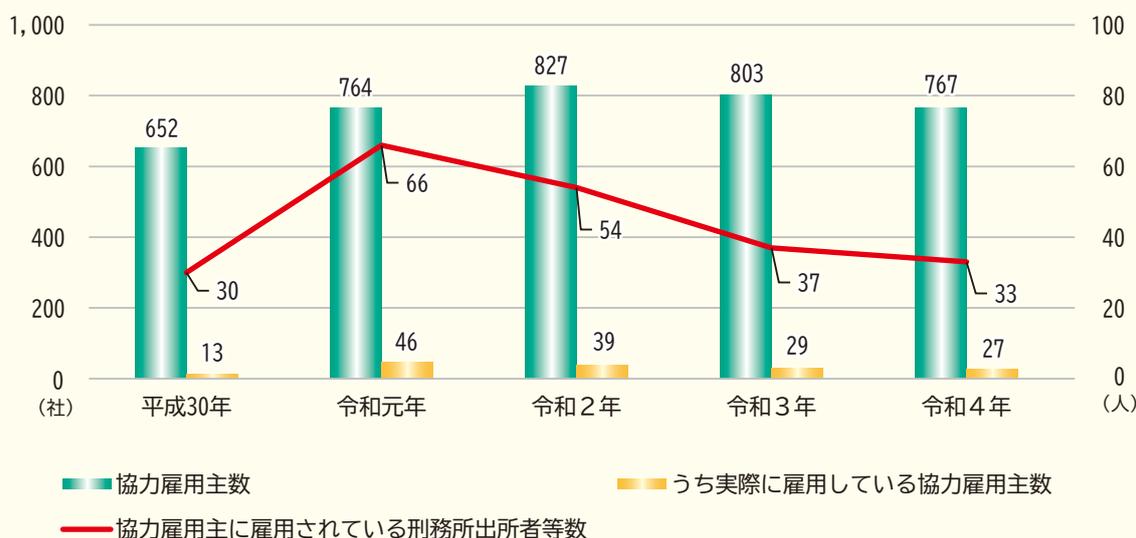
(3) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（全国と札幌保護観察所管内）

近年、協力雇用主^{※10}の数は全国的に増加傾向にあります。一方、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は、令和2年（2020年）以降全国的に減少傾向にあり、札幌保護観察所管内も同様の傾向となっています。

全国



札幌保護観察所管内



【法務省提供データ】

※10 協力雇用主

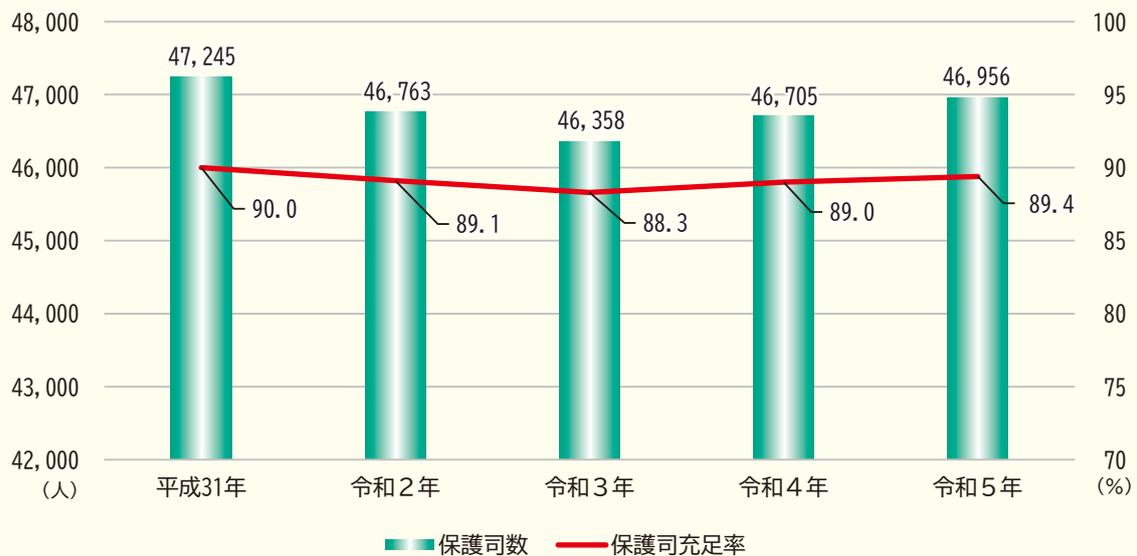
犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。

(4) 保護司数及び保護司充足率(全国と札幌保護観察所管内)

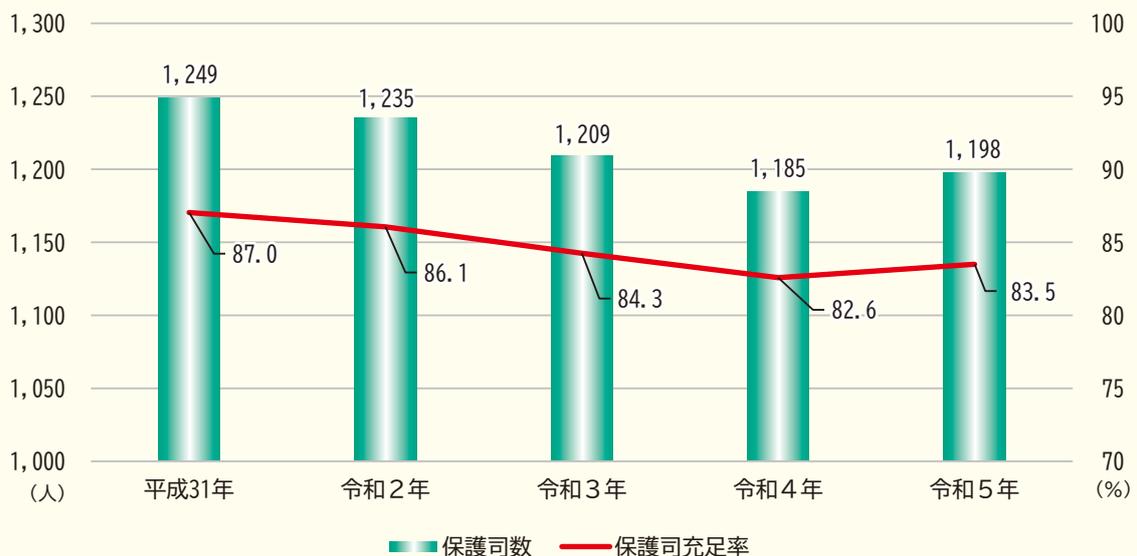
近年、保護司^{※11}数及び保護司充足率は全国的にほぼ横ばいの状況となっています。札幌保護観察所管内における保護司数及び保護司充足率は減少・低下傾向にあり、令和5年(2023年)の割合も全国(89.4%)を下回っています。

(注) 各年1月1日現在の数値

全国



札幌保護観察所管内



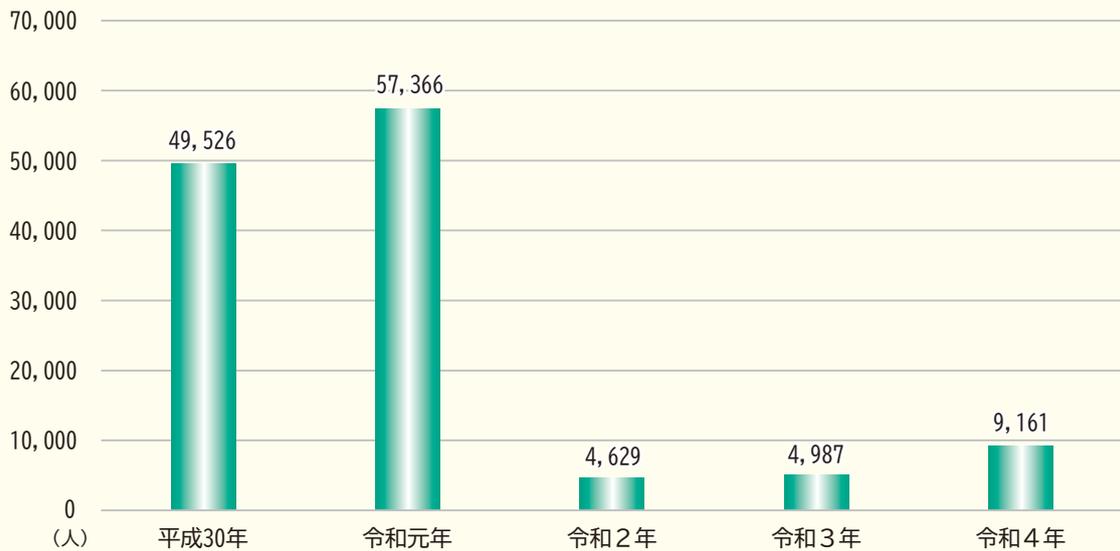
【法務省提供データ】

※11 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

(5) 「社会を明るくする運動」への参加人数（札幌保護観察所管内）

札幌保護観察所管内の「社会を明るくする運動^{※12}」行事参加人数は、令和元年（2019年）までは年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、行事の開催が制限されたこともあり、令和4年（2022年）は令和元年（2019年）の2割以下の参加人数となっています。



【法務省提供データ】

※12 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等を活用した広報啓発を行っている。

更生保護に関する各種データに見る札幌市の課題

保護観察終了時に無職である人の割合は、札幌保護観察所管内では全国に比べ高い水準で推移しており、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は減少傾向にあることから、犯罪をした人等を取り巻く就労環境が不安定な状況にあると言えます。

また、刑務所出所時に帰住先のない人は北海道で13.7%となっていることから、札幌市においても一定数は同様の状況にあることが推察され、犯罪をした人等の住宅の確保について支援が必要であることが分かります。

犯罪をした人等に寄り添い、生活上の助言や就労の援助などを行って、立ち直りや社会復帰を支援する保護司については、札幌保護観察所管内の充足率は全国に比べ低い状況にあり、担い手不足が顕著となっています。

保護司の活動を含めた更生保護について市民の理解を深める活動である「社会を明るくする運動」については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年（2020年）以降は参加人数が大幅に減少し、近年は周知・啓発の機会が少なくなっています。

以上のことから、犯罪をした人等が、社会復帰し安定した生活を送るためには、就労や住宅の確保に向けた支援を進めていくことが必要であるとともに、犯罪をした人等の立ち直りに大きく貢献している保護司の安定的な確保に向けた取組や、近年停滞していた更生保護に関する市民の理解を深める広報・啓発などの取組を積極的に行うことが重要です。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

4 再犯の防止に関する市民意識調査の状況

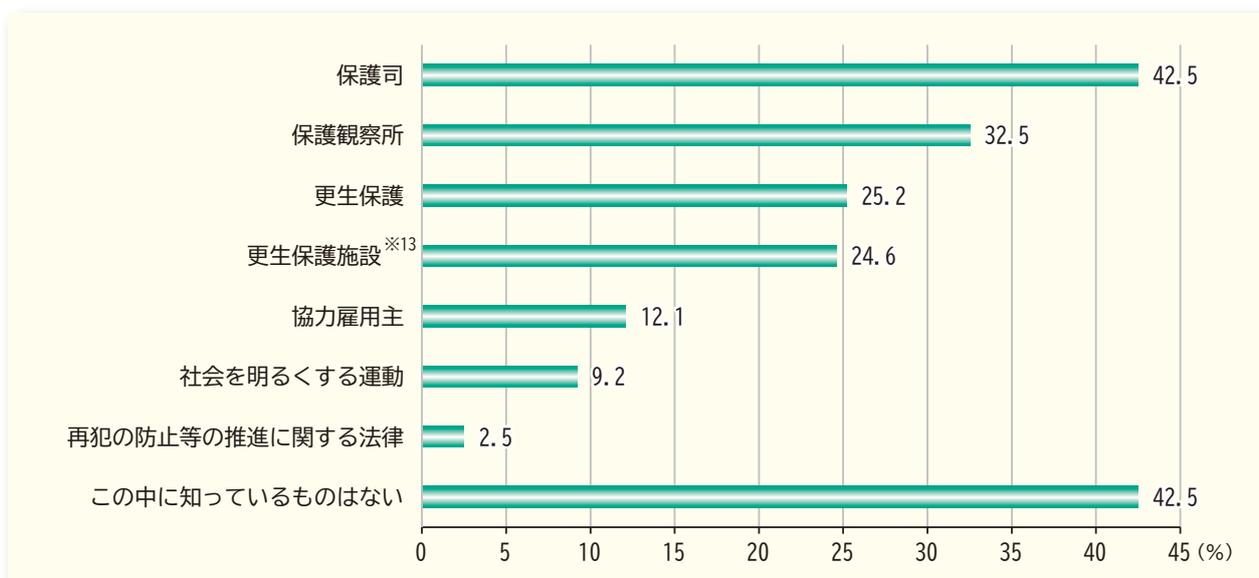
再犯の防止に関する市民の意識調査を行うため、インターネットアンケートを実施しました。

<インターネットアンケートの概要>

- ・調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Web システムで回答を回収
- ・調査対象：15 歳以上の札幌市民
- ・調査期間：令和 5 年（2023 年）7 月 11 日～7 月 21 日
- ・回答数：480 件（回答数到達まで調査継続）
【内訳】性別（男性：240 人、女性：240 人）
年齢（30 代以下：120 人、40 代：120 人、50 代：120 人、60 代以上：120 人）

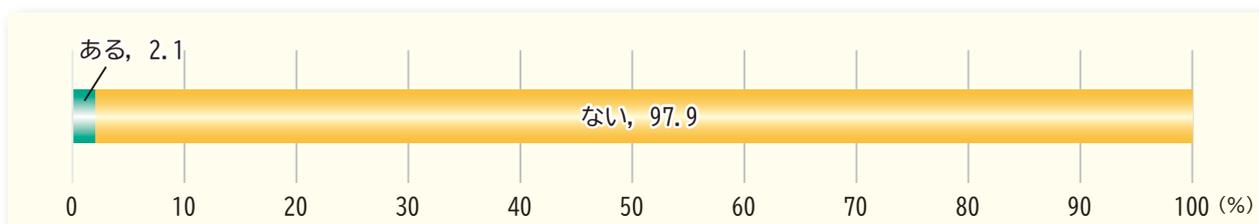
(1) 再犯防止等に関する用語のうち、内容を知っているものはありますか（複数回答可）。

最も多かったのが、「保護司」の 42.5%、次いで多かったのが、「保護観察所」の 32.5% でしたが、選択肢の中に知っている用語がない人は 42.5% という状況でした。



(2) 犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがありますか。

ほとんどの人が立ち直りに協力したことがないという状況でした。

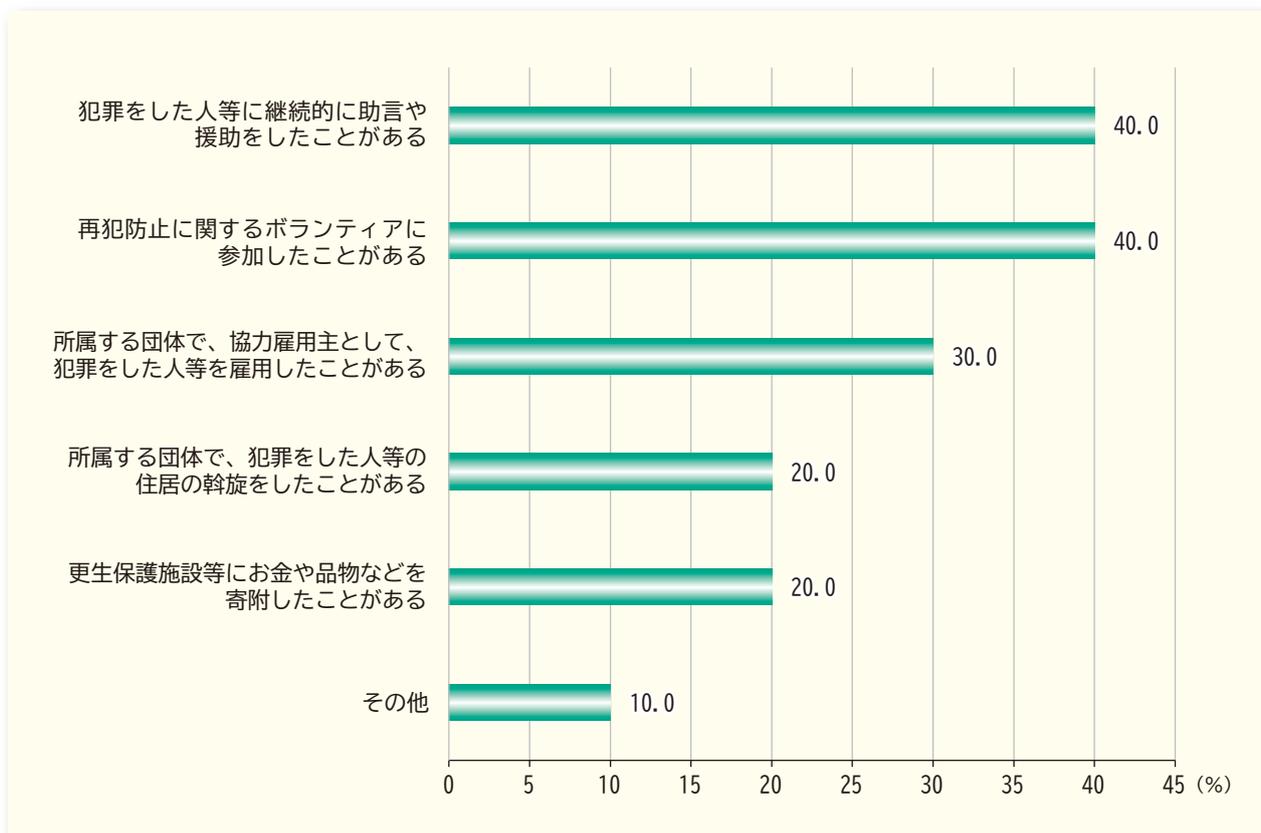


※13 更生保護施設

主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

(3) (2)で「ある」を回答した方に対して)
どのような協力をしたことがありますか(複数回答可)

最も多かったのが、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたことがある」と「再犯防止に関するボランティアに参加したことがある」の40.0%、次いで多かったのが、「所属する団体で、犯罪をした人等を雇用したことがある」の30.0%でした。



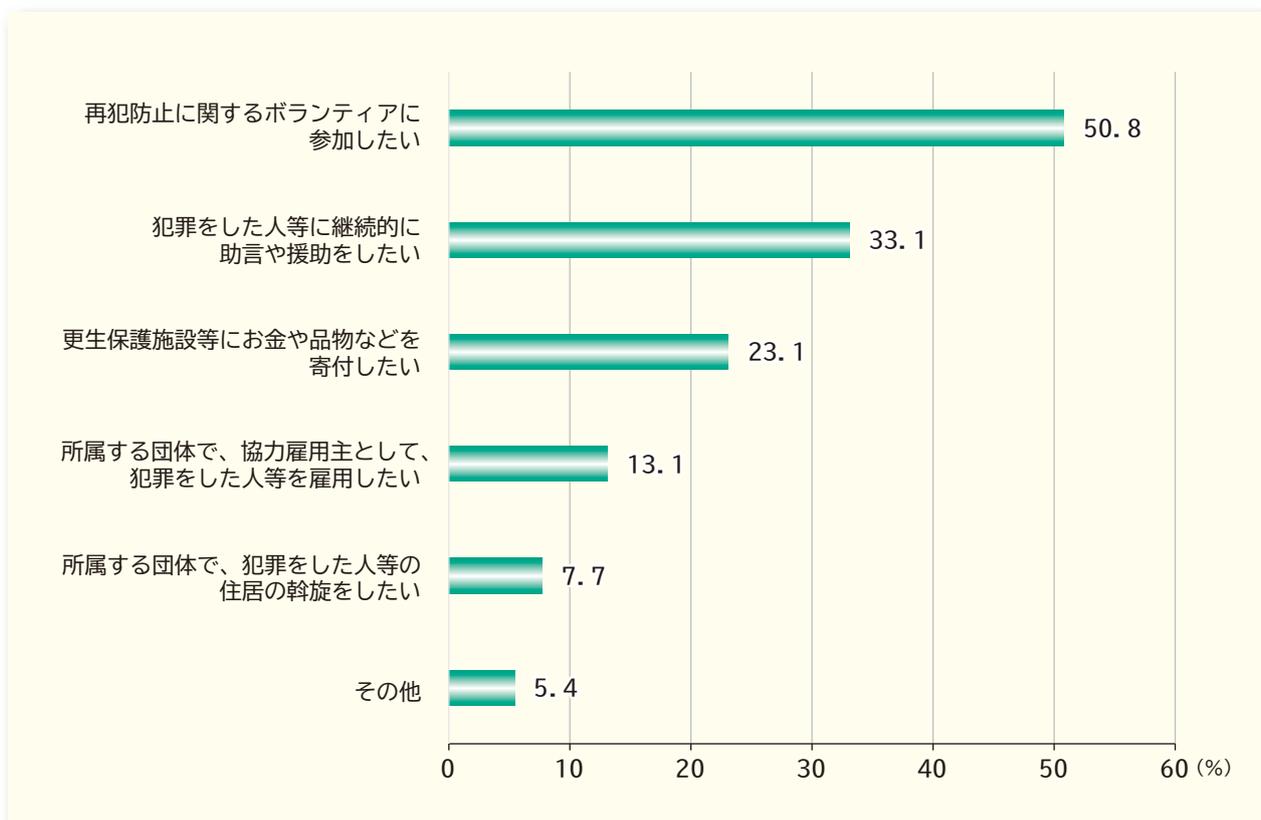
(4) 犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか。

約3割の人が立ち直りに協力したいと「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した一方で、立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」、「思わない」と回答した人が7割を超える結果となりました。



(5) ((4)で「思う」、「どちらかといえば思う」を回答した方に対して) どのような協力をしたいと思いますか(複数回答可)。

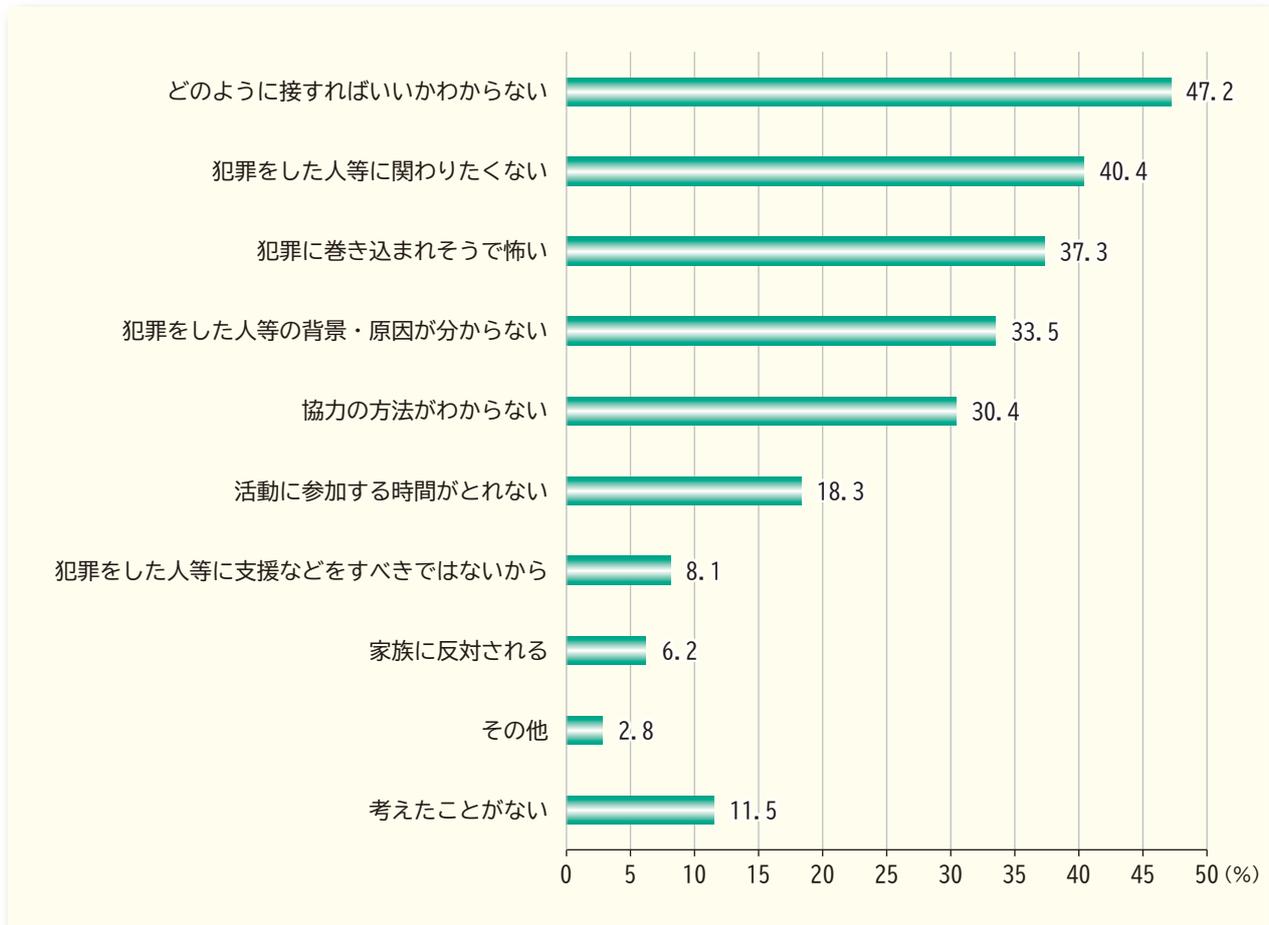
最も多かったのが、「再犯防止に関するボランティアに参加したい」の50.8%、次いで多かったのが、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたい」の33.1%でした。



(6)

(4)で「どちらかといえば思わない」、「思わない」を回答した方に対して
立ち直りに協力したくないと思う理由を教えてください(複数回答可)。

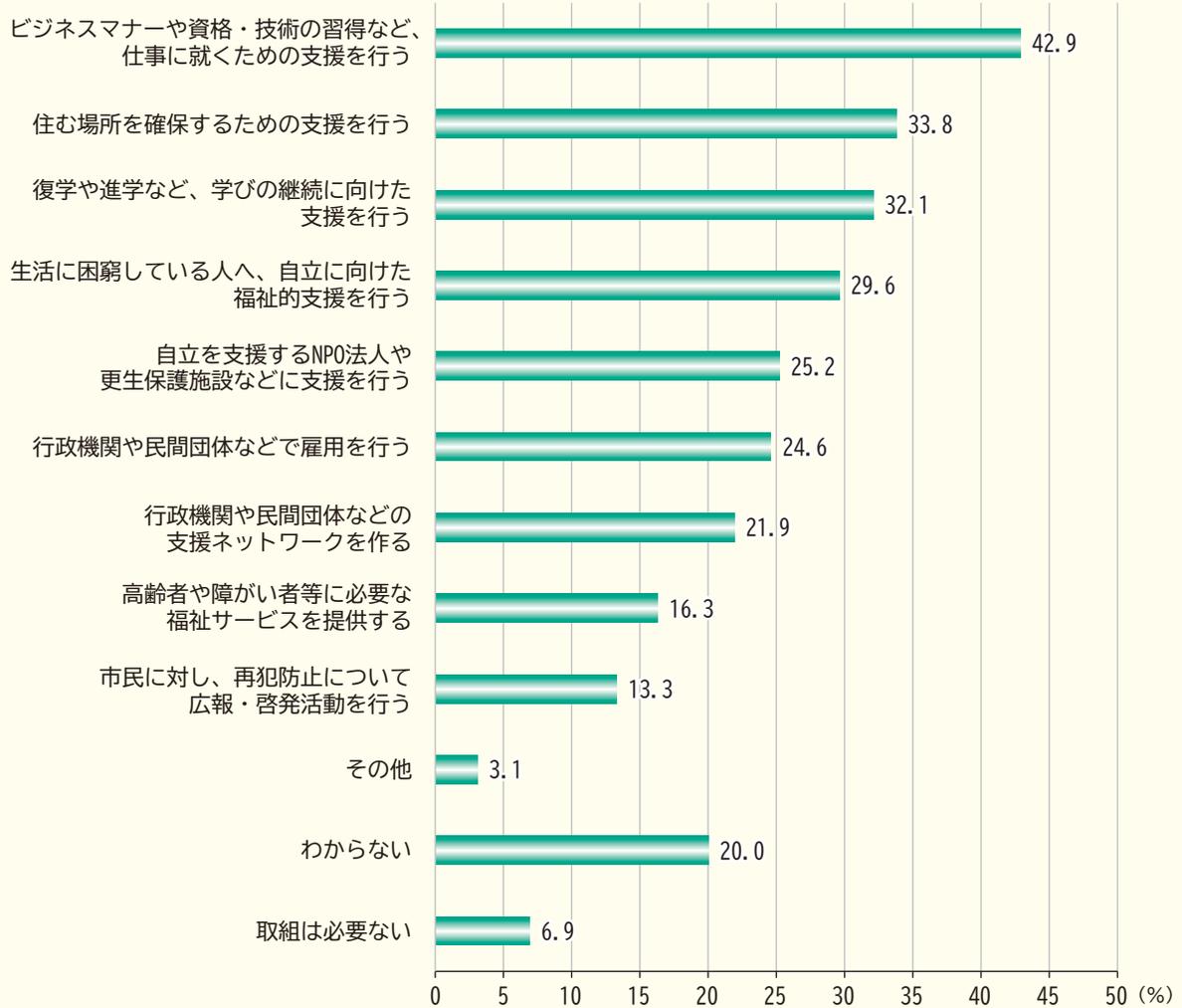
「どのように接すればいいかわからない」や「犯罪をした人等に関わりたくない」といった回答のほか、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」や「犯罪をした人等の背景・原因が分からない」といった回答が多い結果となりました。



(7)

犯罪をした人等の立ち直りのために、どのような取組が必要だと思いますか
(複数回答可)。

最も多かったのが、「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」の42.9%、次いで多かったのが、「住む場所を確保するための支援を行う」の33.8%となり、就労や住居の確保のための取組が必要と考える人が多い結果となりました。



再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題

市民による再犯防止の取組について、犯罪をした人等への継続的な助言や援助といった立ち直りに実際に協力したことがある市民の割合はごくわずかであり、関係用語の認知度も低く、関わりが希薄であることから、市民にとって再犯防止の取組が身近に感じられるような周知が必要となります。

意識の面では、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は約3割に留まっており、犯罪をした人等を孤立させることなく、再び社会の一員に受け入れる環境をつくるために、再犯防止に向けた意識を高めていくことが重要です。

立ち直りに協力したいと思わない理由として、犯罪をした人等との接し方がわからないといった回答や、関わりを持ちたくないといった回答が多いことから、市民の意識を高めるためには、再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、市民の理解を進めることが必要となります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編